

**令和 7 年度県北地方人材確保・働き方支援事業ハンドブック作成等業務委託
公募型プロポーザル募集要領**

1 事業の目的

本事業は、県北地方における中小企業での人材確保の困難さ、新規高卒就職者の早期離職という課題の解決のため、地元企業の「働きやすい環境づくり」への取組を高校生や保護者、学校関係者に広く周知する。また、地元企業で活躍する若手社員の姿を紹介するとともに今後の就職活動についての経験談や進学後も含めた就職の流れを紹介し、就職までの過程や地元就職後のキャリアアップについて具体的にイメージしてもらうことで地元での就職活動時のミスマッチを防ぎ、地元企業の魅力に触れる機会を創出する。

この事業を効果的に実施するための方策について広く提案を募集し、総合的な選考により委託契約候補者を決定するため、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施する。

2 事業内容

（１）業務の名称

令和 7 年度県北地方人材確保・働き方支援事業ハンドブック作成等業務

（２）業務内容

別紙仕様書（案）のとおり

（３）委託業務期間

委託契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）までの期間

（４）委託費の上限

5, 347, 000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 プロポーザルに係る事項

本プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）は、次に掲げる条件を全て満たしている者としてします。

- （１） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しないこと。
- （２） 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- （３） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- （４） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者

を、契約の相手方が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者。

(5) 県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

(7) 福島県内に本社又は事務所・事業所を有していること。

4 募集要領等の入手方法

募集要領及び企画提案書様式等については、福島県県北地方振興局ホームページからダウンロードして入手してください。

なお、福島県県北地方振興局の窓口又は郵送等での配布は行いません。

5 質問等の受付

質問については、以下により受け付けます。

なお、本プロポーザルについては、事業説明会は実施しません。

(1) 受付期間

令和7年9月30日(火) 12時まで(必着)

(2) 提出方法

質問書(第1号様式)により、「11 問い合わせ先及び各種書類の提出先」まで電子メール又はFAXにより提出してください。件名は「令和7年度県北地方人材確保・働き方支援事業ハンドブック作成等業務に関する質問」とし、電子メール・FAXとも電話にて送付した旨お知らせください。

なお、電話による質問の受付は行いません。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除

き、福島県県北地方振興局のホームページに令和7年10月2日（木）までにその都度掲載します。（個別の問合せに対する回答は行いません。）

6 参加申込書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「令和7年度県北地方人材確保・働き方支援事業ハンドブック作成等業務公募型プロポーザル参加申込書」（第2号様式）を「11 問い合わせ先及び各種書類の提出先」まで提出してください。

なお、参加申込書の提出がない者の企画提案は受け付けません。

（1）提出期限

令和7年10月6日（月）17時まで（必着）

（2）提出方法

郵送、電子メール又は持参

※持参による提出の受付時間は、月曜日～金曜日（祝日を除く。）の9時から17時までとします。

※郵送又は電子メールで提出した場合は、必ず電話にて送付した旨お知らせください。

（3）その他

参加申込書の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなします。

7 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、上記6に基づく参加申込書の提出を行った上で、企画提案書等を次の提出期限までに下記11に記載する提出先まで提出してください。

（1）提出期限

令和7年10月9日（木）17時まで（必着）

（2）提出方法

郵送又は持参

※持参による提出の受付時間は、月曜日～金曜日（祝日を除く。）の9時から17時までとします。

（3）企画提案書等

別紙1「令和7年度県北地方人材確保・働き方支援事業ハンドブック作成等業務プロポーザルにおける企画提案書作成要領」で定める書類及び部数を提出してください。

8 企画提案書等の提出に際しての留意事項

（1）失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合があります。

ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

イ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

ウ 提出書類に不備があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 参加申込書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、プロポーザル参加

- 者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- カ 本募集要領に違反すると認められる場合
- キ その他、県が予め指示した事項に違反した場合

（２）複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできません。

（３）辞退

参加申込書又は企画提案書を提出した後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

（４）費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とします。

（５）その他

- ・ 企画提案書を提出した後に提案を追加することは認めません。
- ・ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。
- ・ 提出された企画提案書等は、返却しません。
- ・ 委託費の上限額を超える提案は、無効とします。
- ・ 提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成１２年条例第５号）に基づく情報公開請求の対象となります。

９ プロポーザルの審査に関する事項

プロポーザル参加者からの提案を受け、審査会においてこれを総合的に評価し、委託契約候補者（単独随意契約予定者）を選定します。

（１）審査会（プレゼンテーション）

審査会はオンラインで実施する。

ア 開催日時（予定）

令和７年１０月２１日（火）※時間等詳細については、後日連絡します。

イ 方法

- ・ 審査会においては、提出した企画提案書の説明及び審査委員からの質疑応答を行います。
- ・ 審査会におけるプレゼンテーションの時間は１５分間以内とし、その後の質疑応答についても１０分間以内で実施します。
- ・ 説明に際して用いることができる資料は、提出した企画提案書のみとします。説明のために資料を追加して提出することはできません。

ウ 審査基準及び評価基準

別紙２「令和７年度県北地方人材確保・働き方支援事業ハンドブック作成等業務プロポーザルにおける審査基準と評価基準」参照のこと。

エ 委託契約候補者の選定

- ・ 審査委員は、審査基準の項目ごとに評価基準により評価点数をつけます。
- ・ 各審査委員の評価点数の合計得点が最も高く、かつ、最低基準を満たしている者を委

託契約候補者（単独随意契約予定者）とし、それに次ぐ得点の者を次点者として決定します。

- ・評価配点の上限（１００点）に審査委員数を乗じた評価配点合計の６０％以上の合計点を得ていることを最低基準とします。
- ・得点の最も高い者が２人以上あるときは、審査会において再協議し、委託契約候補者及び次点者を決定します。

（２）通知等

ア 審査結果は、プロポーザル参加者全員に通知します。

イ 審査結果に関する説明請求

選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して２週間以内に、書面により選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

また、その回答は、書面が到達した日から起算して１０日以内に行います。

なお、説明請求に対する回答の内容は「請求者及び最優秀者の企業名と審査時の総得点」を公表するものとします。

（３）契約の締結等

ア 仕様書の協議等

選定した委託契約候補者と県が協議し、委託契約に係る仕様書を確定した上で契約を締結します。仕様書の内容は、委託契約候補者が提案した内容を基本としますが、提案内容のとおりには反映されない場合もあります。

イ 契約金額の決定

契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、改めて見積書を徴取し決定します。

なお、見積金額は上限価格を超えないものとします。

ウ その他

委託契約候補者と県との間で行う協議が整わない場合、又は委託契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と協議します。

１０ 主なスケジュール

項目	日程
公募開始	令和７年９月１９日（金）
質問受付	令和７年９月３０日（火）１２時まで
質問回答	令和７年１０月２日（木）までに随時
プロポーザル参加申込期間	令和７年１０月６日（月）１７時まで
企画提案書提出期間	令和７年１０月９日（木）１７時まで
審査会（プレゼンテーション）の実施	令和７年１０月２１日（火）
審査結果通知	令和７年１０月２２日（水）以降
契約締結	令和７年１０月２２日（水）以降

1 1 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2-16 福島県庁北庁舎4階

福島県県北地方振興局 企画商工部地域づくり・商工労政課（担当：主事 山川）

電 話 024-521-2658 FAX 024-521-2853

メールアドレス kenpoku-shoukourousei@pref.fukushima.lg.jp